令和３年設楽町告示第４０号

設楽町インターンシップ実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、設楽町（以下「町」という。）が、学生に対して町における就業体験の機会を提供し、学生の職業意識の向上及び町政に対する理解の促進を図ることにより、開かれた町制を推進するために行う学生の職業体験実習（以下「インターンシップ」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第２条　インターンシップの対象者は、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校、大学院又は高等学校（以下「大学等」という。）に在学する学生で、インターンシップを希望するものとする。

（受入部署）

第３条　インターンシップを受入れる部署（以下「受入部署」という。）は、原則として学生の希望する業務で受入れが可能な部署とする。

（受入期間等）

第４条　インターンシップの受入期間及び受入時間は、次のとおりとする。

（１）受入期間は、町と学生が協議のうえ決定する。

（２）１日の受入時間は、原則として午前８時３０分から午後５時１５分までとし、途中６０分の休憩時間を設けるものとする。ただし、業務内容により、１日につき７時間４５分の範囲内で受入時間を変更することができる。

（受入手続等）

第５条　インターンシップを希望する学生は、設楽町インターンシップ申込書（様式第１）を町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の規定により学生から申込みがあったときは、業務に支障がないことに留意して受け入れの可否を決定し、設楽町インターンシップ受入可否決定通知書（様式第２）により、当該学生の在学する大学等に通知する。

３　受入の決定通知を受けた大学等は、当該学生にその旨を通知するとともに、インターンシップの開始前に設楽町インターンシップに関する覚書（様式第３）２部を町長に提出しなければならない。

４　受入れが決定した学生（以下「実習生」という。）は、インターンシップの開始前に誓約書（様式第４）を町長に提出しなければならない。

５　大学等又は実習生は、傷害保険及び賠償責任保険の加入を証明するため、その書類の写しを町長に提出しなければならない。

（実習生の身分および処遇）

第６条　実習生には、職員の身分を付与しないものとし、賃金、報酬、手当等支給しない。

（守秘義務）

第７条　実習生は、インターンシップで知り得た秘密を漏らしてはならない。受入期間終了後も同様とする。

２　実習生の在学する大学等は、前項の規定による守秘義務の遵守について、監督責任を負うものとする。

３　実習生は、町の書類等を引用してインターンシップの成果を第三者に発表しようとするときは、あらかじめ町の承認を得なければならない。

（業務に専念する義務）

第８条　実習生は、受入期間中、町民への応対、勤務態度などに細心の注意を払い、受入部署の指導担当職員の指示に従い、業務に専念しなければならない。

（信用失墜行為の禁止）

第９条　実習生は、町の職の信用を傷付け、又は不名誉となる行為をしてはならない。

（災害等への対応）

第10条　町の責めに帰さない理由により生じた受入期間中の実習生に係る災害及び受入部署への往復途上での災害に対しては、実習生の在学する大学等及び実習生の責任において解決するものとし、町は一切の責任を負わないものとする。

（損害賠償への対応）

第11条　実習生は、受入期間中に故意又は過失により町又は第三者に損害を与えた場合はその損害を賠償する責めを負い、実習生の在学する大学等は誠意をもってその解決に当たらなければならない。

（インターンシップの打ちきり）

第12条　町は、実習生がこの要項に違反した場合その他インターンシップの実施を継続しがたい事由が生じた場合は、受入期間の途中でインターンシップを打ち切ることができる。

（報告）

第13条　実習生はインターンシップ終了後、速やかに、設楽町インターンシップ報告書（様式第５）を作成し、町長に提出しなければならない。

（その他）

第14条　この要綱に定めるもののほか、インターンシップの実施に関し必要な事項は町長が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、令和３年５月１日から施行する。

様式第１（第５条関係）

・縦40ﾐﾘ×横30ﾐﾘ

の写真

・上半身正面向き、

脱帽

・6ヵ月以内に撮影

したものを剥がれな

いよう両面テープ等

で貼付。

※写真の裏面に氏名

を記入しておくこと。

設楽町インターンシップ申込書

設楽町長様

下記のとおりインターンシップを申し込みます。

　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 学校名 | 学部・学科 | 学年　　　　　　　　　　　　年 |
| ふりがな | 性　別　　　　男　・　女 |
| 氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |
| 生年月日　　昭和・平成　　　　年　　　　　月　　　　　日　（　　　歳） |
| 現住所　〒 |
| 電話番号 |
| ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ |
| 緊急連絡先 | 氏名　　　　　　　（続柄：　　　） | 電話番号 |

履歴等※高等学校生は記入不要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年 | 月 | 履　　　　　　　　歴 |
| 　　年 | 月 | 高等学校　卒業 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

実習を希望する部署

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 第１希望 | 第２希望 | 第３希望 |
| 課　　名 |  |  |  |
| 希望時期 |  |  |  |

裏面に続く

現在、学んでいる具体的な内容、興味のある分野について記入してください。

|  |
| --- |
|  |
|  |
|  |
|  |

インターンシップを希望する理由、実習に向けての抱負を記入してください。

|  |
| --- |
|  |
|  |
|  |
|  |

以下　大学等のインターンシップ担当者様　記入欄

各大学等のインターンシップ担当者様

　インターンシップの申込にあたり、御手数をおかけしますが、担当者の方の氏名等の記入と押印をお願いします。

　設楽町役場では、実習生の受入決定後に、大学等と覚書の締結を行います。

　学校名

　部署・担当者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印　（認印可）

　住所　〒

　電話番号

様式第２（第５条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

設楽町長

設楽町インターンシップ受入可否決定通知書

先に申込みいただきましたインターンシップの受入れの可否につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

１　学　生　氏　名

２　受入れの可否　　　　　　可　・　否

【否の場合、その理由】

３　その他

様式第３（第５条関係）

**設楽町インターンシップに関する覚書**

学生のインターンシップに関し、設楽町(以下「甲」という。)と

（以下「乙」という。）は、次のとおり覚書を締結する。

（実習生の派遣及び受入れ）

第１条　乙は、別紙「インターンシップ実習生概要書」に定める学生（以下「実習生」という。）を甲に派遣し、甲はこれを受入れるものとする。

（実習生の氏名等）

第２条　実習生の氏名、受入期間及び受入部署は、別紙「インターシップ実習生概要書」のとおりとする。

（実習生の身分）

第３条　実習生は、乙の学生の身分を有したまま実習を行うものとし、甲の職員としての身分は有しない。

（賃金等）

第４条　甲は実習生に対して、賃金、手当、交通費その他一切の金品等を支給しない。

（守秘義務）

第５条　実習生は、インターンシップで知り得た秘密を漏らしてはならない。受入期間終了後も同様とする。

２　乙は、前項の規定による守秘義務の遵守について、監督責任を負うものとする。

３　実習生は、甲の書類等を引用してインターンシップの成果を第三者に発表しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

（業務に専念する義務）

第６条　実習生は、受入期間中、町民への対応、勤務態度などに細心の注意を払い、受入部署の指導担当職員の指示に従い、業務に専念しなければならない。

（信用失墜行為の禁止）

第７条　実習生は、甲の部署の信用を傷付け、又は不名誉となる行為をしてはならない。

（災害等への対応）

第８条　甲の責めに帰さない事由により生じた受入期間中の期間中の実習生に係る災害及び受入部署への往復途上での災害に対しては、乙及び実習生の責任において解決するものとし、町は一切の責任を負わないものとする。

（損害賠償への対応）

第９条　実習生は、受入期間中に故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えた場合はその損害を賠償する責めを負い、乙は誠意をもってその解決にあたらなければならない。

（実習生の提出書類）

第１０条　第５条から前条までの規定を遵守するため、実習生に対して、甲への誓約書を事前に提出させなければならない。

（インターンシップの打切り）

第１１条　甲は、実習生が第５条から第９条までの規定に違反する行為を行った場合その他インターンシップの実施を継続し難い事由が生じた場合は、受入期間の途中でインターンシップを打ち切ることができる。

（その他）

第１２条　この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関して疑義を生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

　　この覚書の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自それぞれ１通を所持するものとする。

　　年　　月　　日

甲　北設楽郡設楽町田口字辻前１４

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　設楽町

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　設楽町長　横山　光明　　印

乙　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　　　　印

【別紙】

インターンシップ実習生概要書

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　　　目 | 内　　　　容 |
| 実習生氏名 |  |
| 受入期間 |  |
| 受入部署 | 課名 |  |
| 責任者 |  |
| 電話番号 |  |
| 受入条件 | 傷害保険及び賠償責任保険への加入を条件とする。※実習までに、必ず大学等又は本人にて加入すること。 |
| 町側連絡先 | 担当者 |  |
| 電話番号 |  |
| その他 |  |

様式第４（第５条関係）

誓　約　書

私は、設楽町において、「設楽町インターシップ実施要綱」に基づき実習するにあたり、以下の事項について制約します。

１　実習上知り得た秘密を実習中又は実習後において一切漏らしません。

また、町の書類等を引用してインターンシップの成果を第三者に発表しようとするときは、あらかじめ町の承認を得ます。

２　設楽町職員の指示に従い実習期間中の実習に専念します。

３　設楽町の信用を傷付け、又は不名誉となるような行為は行いません。

４　設楽町の責めに帰さない事由により生じた実習期間中の災害及び実習先への往復途上での災害に対しては、在学する学校及び自らの責任において解決するとともに、設楽町に対してその損害を速やかに賠償します。

５　実習期間中に故意又は過失により設楽町又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責めを負い、在学する学校及び自らの責任において解決するとともに、設楽町に対しその損害を速やかに賠償します。

６　上記の事項を守らなかった場合、その他実習を継続しがたい事由が生じた場合は、実習期間の途中であっても設楽町が中止と判断した際には、速やかに実習を中止し、異議申し立てはしません。

　　　年　　月　　日

設楽町長　様

実習生

　　　　　　　　　　　　　　　学校・学部学科名

住所

　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　印

様式第５（第１３条関係）

設楽町インターンシップ報告書

提出日：　　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 学校名及び学部学科名 |  |
| 氏　　名 |  |
| 受入部署 |  |
| 実習期間 |  |
| 実習内容 |  |
| 以下の質問について、該当する番号に○をつけてください。 |
| Ａ　インターンシップの経験はどのようなものでしたか。１　とても良い経験だった　　２　良い体験だった　　３　それほどでもなかった |
| Ｂ　インターンシップの実施時期は適切でしたか。１　適切だった　　　　２　適切ではなかった（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| Ｃ　インターンシップの期間は適切でしたか。１　長い　　　２　ちょうど良い　　　３　短い |
| Ｄ　インターンシップに参加して、町役場の仕事への関心は高まりましたか。１　とても高まった　　　２　高まった　　　３　あまり変わらなかった |
| Ｅ　あなたは、将来、設楽町の職員として仕事をしてみたいと思いましたか。１　思う　　　２　思わない　　　３　わからない |
| 感想・意見要望など（自由記述欄） |  |